

事務局資料

（「戦略技術領域型」の対象となる 研究開発の選定（案）について）

2026年6月

経済産業省イノベーション・環境局

- 1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)**
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)
3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)
5. 今後のスケジュール (P.63~)

研究開発税制の延長及び拡充 (所得税・法人税・法人住民税)

- 「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。
- このため、計画認定制度に基づき、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」(「大学拠点等強化類型」を含む)に対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長する。

改正概要

① 戦略技術領域に係る研究開発への重点化 (令和9年度～【予定】)

1. 「戦略技術領域型」の創設 (1. 2. 併せて控除上限別枠10%)
事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置
2. 「大学拠点等強化類型」の創設
事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置
3. 「繰越税額控除制度」の創設
予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点等強化類型について、3年間の繰越控除を措置

<戦略技術領域> : 以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

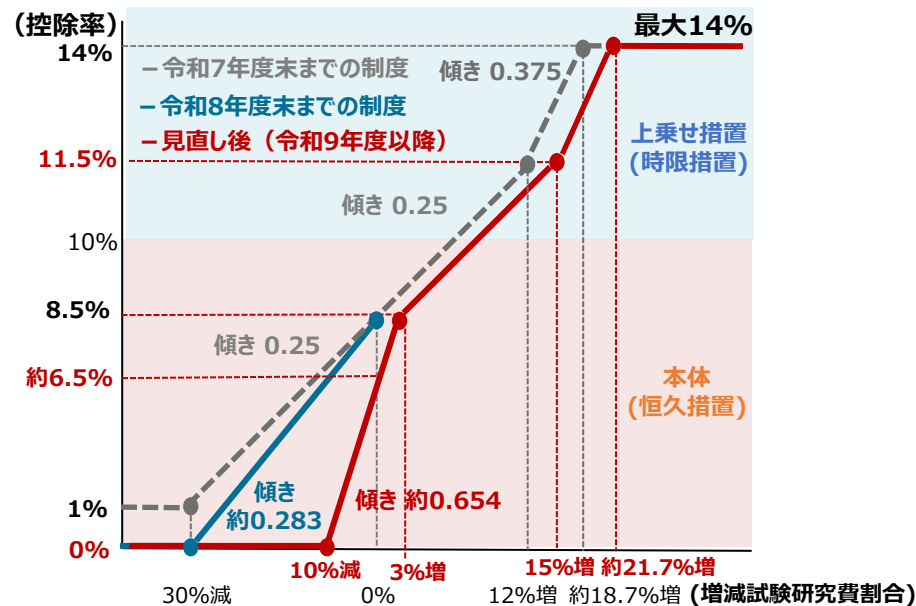
② オープンイノベーション型の見直し (令和8年度～)

<オープンイノベーション型>

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究について、第三者による監査を不要とする合理化
- 高度研究人材の定義を拡充*、研究テーマの公募要件を緩和
※博士号取得後5年未満かつ採用後5年以内の者を追加

③ 研究開発投資をより促すため等の見直し

1. 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



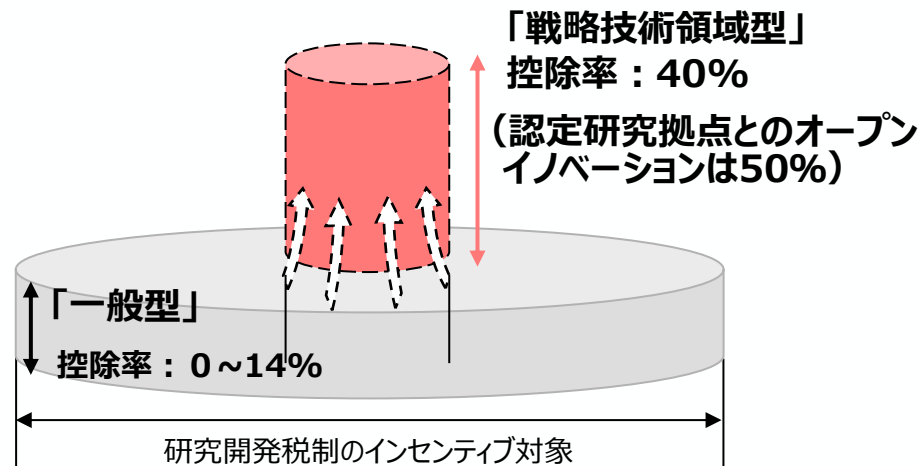
2. 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化 (令和8年度から) 海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを除き、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直し

(参考) 「戦略技術領域型」 「大学拠点等強化類型」 の創設

- 「強い経済」を実現する上で、**戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化**が必要。
- このため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限：令和10年度末まで※】
 - ① 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その**試験研究費の40%**を法人税額から控除
 - ② 事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その**試験研究費の50%**を法人税額から控除
- **控除上限は①②合わせて法人税額の10%**。控除しきれない分は**3年間の繰越**（研究開発を増やした年に利用可）を措置。

※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① AI・先端口ロボット
- ② 量子
- ③ 半導体・通信
- ④ バイオ・ヘルスケア
- ⑤ フュージョンエネルギー
- ⑥ 宇宙

(参考) オープンイノベーション型の手続き合理化、高度研究人材の活用の拡充

- 産学連携、博士号取得者の産業界での活躍を強力に後押し。オープンイノベーション型について、以下を措置する。

①大学等との共同・委託研究の手続き合理化：

一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。

②高度研究人材の活用の拡充：

高度研究人材の定義の拡充及び研究テーマの公募要件の緩和を行う。

①大学等との共同・委託研究

- 対象となる研究費の監査

	改正前	改正後(※)
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長の認定
税理士・会計士等の監査	要	不要

※大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象



企業・大学等の手続きを大幅に緩和

②高度研究人材の活用

- 高度研究人材の定義

博士号取得から5年未満

**又は
上記の者を採用してから5年間(拡充)**

- 研究テーマの公募要件(提案者の範囲)

改正前

高度研究人材

拡充

改正後

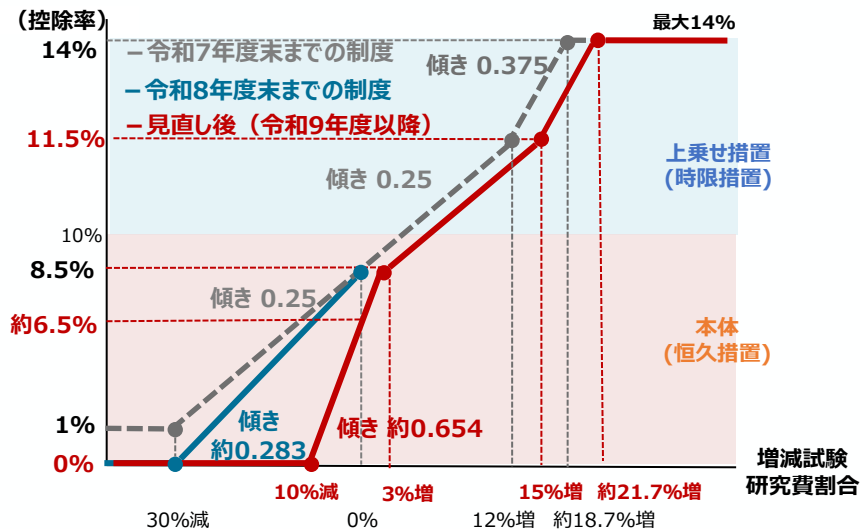
高度研究人材
を含む使用人

(参考) 研究開発投資をより促すため等の見直し (一般型、海外委託費)

- 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、**控除率**を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて**控除上限が変動する制度**も同様に見直す。
- その上で、**時限措置 (控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置)**について、**適用期限を3年間延長**する。
- 加えて、海外への委託研究費について、**国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から**、海外で行う治験※を除き、**令和8年度から段階的に見直す**。

※医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験 (科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。)

① 控除率の見直し

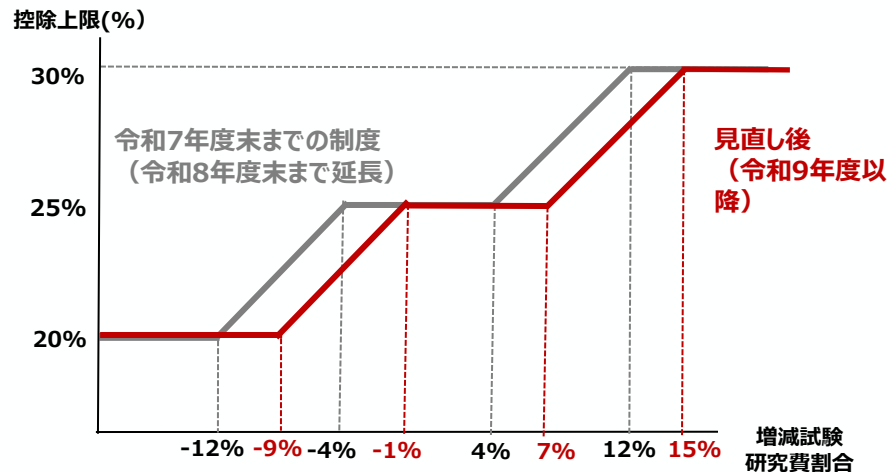


【時限措置の延長】

(1) 控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**

(2) 試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、**適用期限を令和10年度末までの3年間延長**

② 控除上限の見直し



③ 海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100分の100	令和8年度 : 100分の70 令和9年度 : 100分の60 令和10年度～ : 100分の50

※一般型、戦略技術領域型及びオープンイノベーション型すべてに適用

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)
- 2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)**
3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)
5. 今後のスケジュール (P.63~)

産業技術力強化法の一部を改正する法律の概要

背景・法律の概要

- ✓ 産業技術に関する研究開発を推進するため、**戦略的に重要な技術を特定し、その技術の研究開発を重点的に支援することが必要。**
- ✓ このため、**重点産業技術の指定**、事業者による**重点産業技術の研究開発に関する計画認定制度**、当該技術について**共同研究開発する体制がある研究開発機関の認定制度の創設**、認定を受けた事業者・研究開発機関に対する**支援措置等を講ずる。**

改正事項

1. 重点産業技術の指定

革新的な技術（A I・先端ロボット、量子、半導体・通信等）を、支援すべき技術として指定する。

2. 事業者の研究開発計画の認定、研究開発機関の認定

事業者は、重点産業技術に関する**研究開発計画の認定**を受けることができる。

研究開発機関（大学や国研等）は、**重点産業技術の研究開発に必要な知識や技術を有する人材、実施体制、設備等が確保されている拠点を持つこと**の認定を受けることができる。また、**認定された拠点を公表し、事業者との共同研究開発の実施を促進する。**

3. 重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置

計画認定を受けた事業者に対して（1）～（4）を、認定された研究開発機関に対して（4）を措置する。

（1）研究開発税制のメリハリの効いた強化（「戦略技術領域型※1」（「大学拠点等強化類型※2」を含む）の創設）

※租税特別措置法に基づく特例

※1 認定を受けた事業者の研究開発について、その**試験研究費の40%**を法人税額から控除

※2 当事業者が**認定を受けた研究開発機関と共同・委託研究開発する場合**、その**試験研究費の50%**を法人税額から控除

（2）補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例

事業者や研究開発機関が、補助金等で取得していた既存の設備を、別の研究開発に転用する際、補助金等を交付した大臣へ転用承認の申請が必要であるが、この承認申請を本法案に基づく計画認定申請と一括で行えるようにし、手続負担の軽減と計画実施の迅速化を行う。

（3）規制改革の円滑化

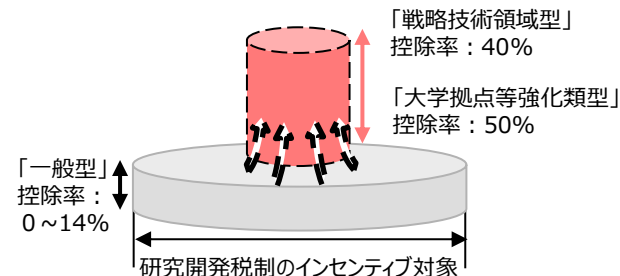
新しい技術の社会実装に向け、実証により得られたデータを用いて規制の見直しにつなげていく「規制のサンドボックス制度」を認定事業者が利用する際、経済産業大臣から規制担当大臣・事業所管大臣に対し本法案上の認定プロセスで得た情報を提供し、判断に必要な情報を充実させる。

（4）NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）による民間における研究開発の実施に関する助言や JST（国立研究開発法人科学技術振興機構）による重点産業技術に関する情報提供

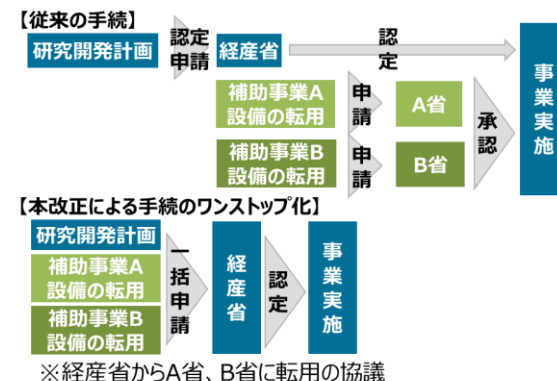
4. 重点産業技術の国等の委託研究の成果に係る特許権等について利用を促す措置

政府資金を供与して行っている委託研究開発に係る特許権等を受託者に帰属させることができる「日本版バイドール制度」において、当該特許権等が重点産業技術に関するものである場合、受託者が当該特許権等を正当な理由なく相当期間利用していない際、迅速な利用を促す。

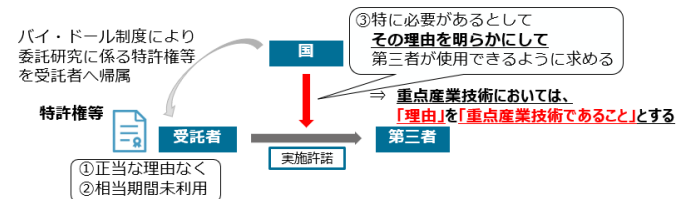
3. （1）戦略技術領域型のイメージ



3. （2）補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例のイメージ



4. バイドール制度の特例のイメージ



重点産業技術の指定・指針の策定【法第20条・第21条】

- 研究及び開発の成果が多様な事業活動において利用される見込みがあることや、革新性を勘案し、我が国の産業技術力の強化のため、研究及び開発を重点的に推進することが必要と認められる産業技術を、重点産業技術として政令で指定する。
- 主務大臣は、重点産業技術に関する研究及び開発の推進に関する指針を策定する。指針の策定に当たっては、関係行政機関の長に協議する。

重点産業技術の想定

第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年3月27日閣議決定）において示される国家戦略技術領域として位置付けられた以下の技術を政令で指定することを想定。

- AI・先端口ロボット
- 量子
- 半導体・通信
- バイオ・ヘルスケア
- フュージョンエネルギー
- 宇宙

指針において定める事項

1. 重点産業技術に関する研究及び開発の意義及び基本的な方向に関する事項
2. 事業者が行う重点産業技術に関する研究及び開発に関して重点産業技術ごとに定める事項（目標、内容、実施体制、推進のための方策、配慮すべき事項）
3. 研究開発機関（国立研究開発法人、大学、大学共同利用機関）が事業者と共同して行う重点産業技術に関する研究開発を行うために確保する人材、設備その他の体制に関する事項
4. その他重点産業技術に関する研究及び開発に関する重要事項

事業者の研究開発計画の認定【法第22条】

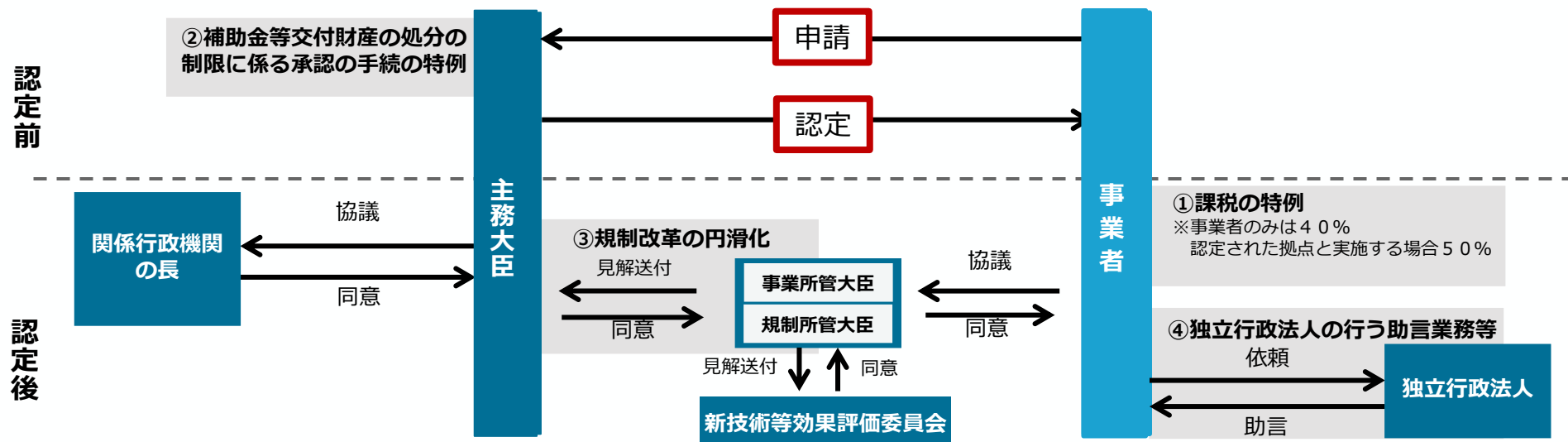
- 事業者は、重点産業技術に関する研究開発計画の認定を受けることができる。

重点研究開発計画の認定を受けるために記載しなければならない事項

1. 研究及び開発を実施しようとする重点産業技術
2. 当該研究及び開発の目標
3. 当該研究及び開発の内容及び実施時期
4. 当該研究及び開発の実施体制
5. 当該研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法
6. 1～5に掲げるもののほか、当該研究及び開発に関し必要な事項

重点研究開発計画の認定の要件

1. 重点研究開発計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
2. 重点研究開発計画に係る重点産業技術に関する研究及び開発が円滑かつ確実に実施され、一定の有用な成果が得られると見込まれるものであること。

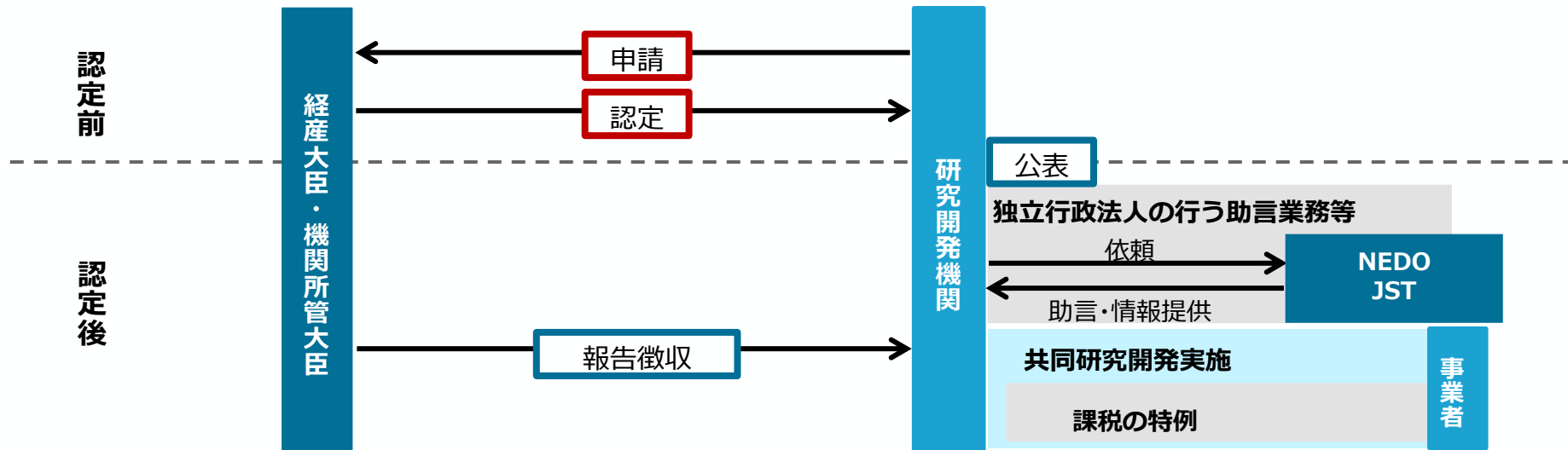


研究開発機関の認定【法第29条】

- 研究開発機関（大学や国研等）は、重点産業技術の研究開発に必要な知識や技術を有する人材、実施体制、設備等が確保されている拠点を持つことの認定を受けることができる。また、認定された拠点を公表し、事業者との共同研究開発実施を促進する。

重点産業技術共同研究開発機関の認定を受けるために記載しなければならない事項

- 認定を受けようとする研究開発機関の名称及び所在地
- その申請に係る重点産業技術
- 事業者と共同して重点産業技術に関する研究及び開発を行うための体制に関する次に掲げる事項
 - 当該研究及び開発に従事する研究者、技術者その他の人材に関する事項
 - 当該研究及び開発を行うための設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）に関する事項
 - その他主務省令で定める事項



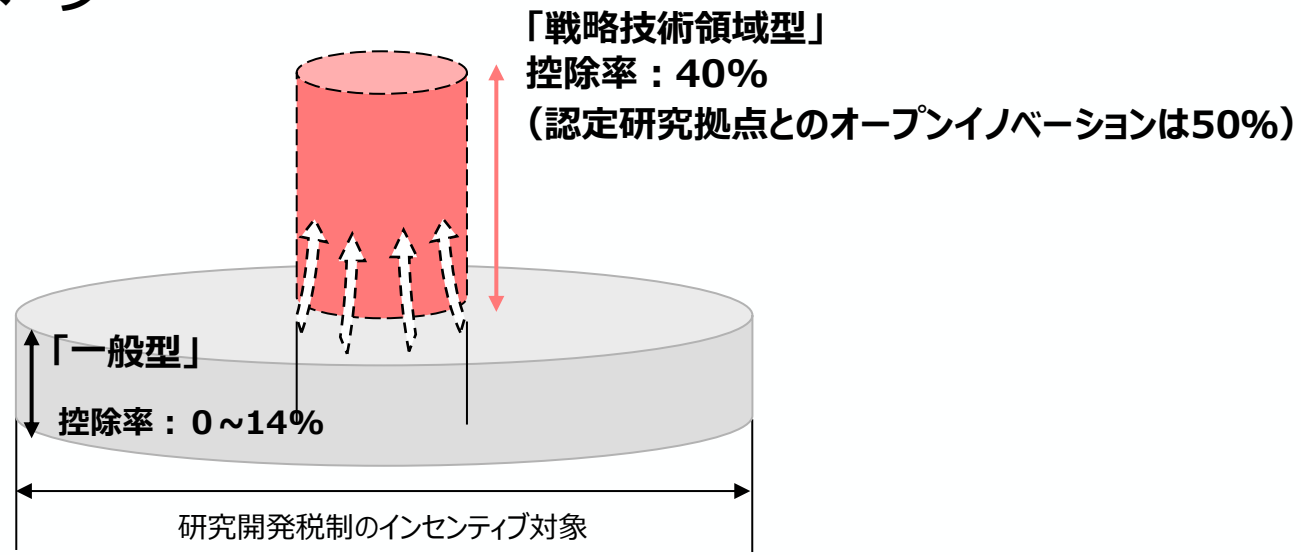
※認定された拠点と実施する場合：50%

重点産業技術に関する研究開発を推進するための措置【法第24条～第31条】

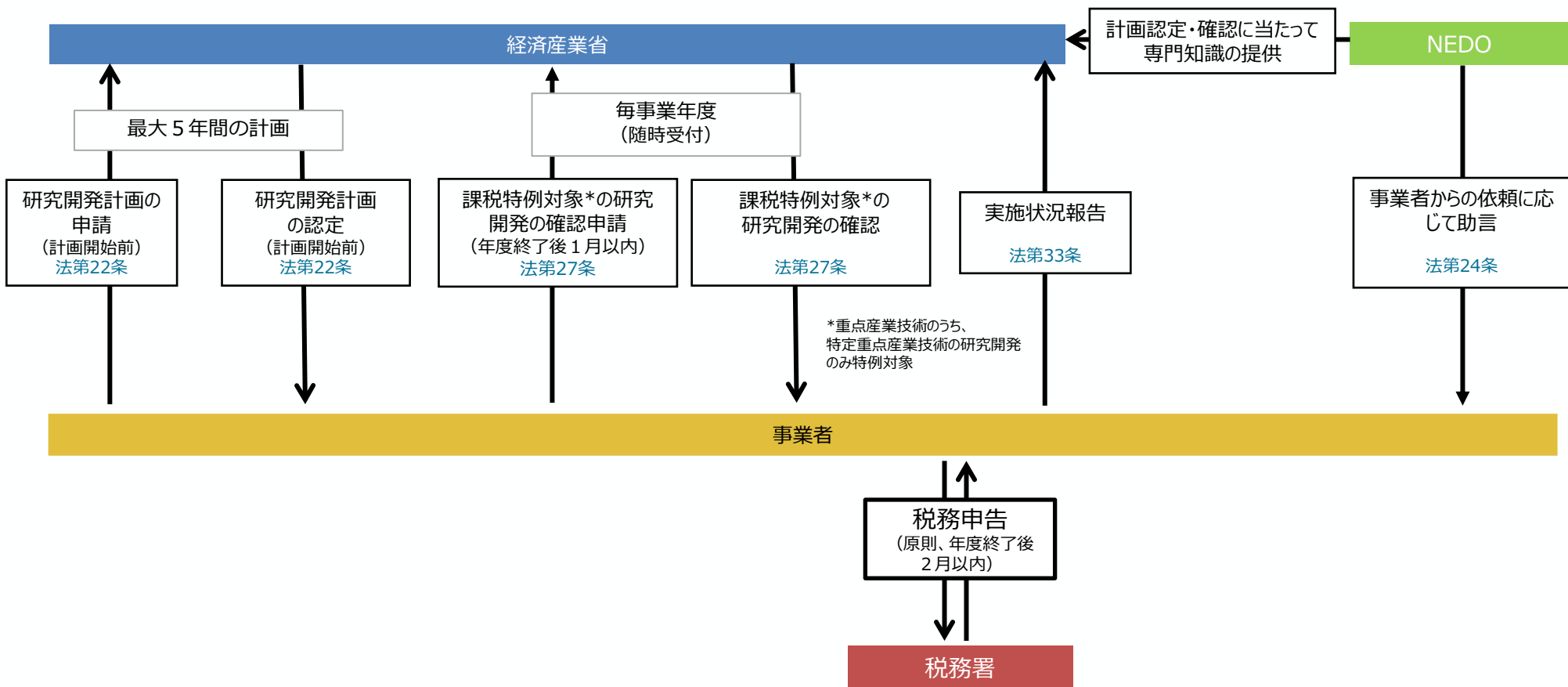
課税の特例【法第27条】

- 「強い経済」を実現する上で、**戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化**が必要なため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限:令和10年度末まで※】
 - 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その**試験研究費の40%**を法人税額から控除
 - 事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その**試験研究費の50%**を法人税額から控除
- 控除上限は①②合わせて法人税額の10%**。控除しきれない分は**3年間の繰越**（研究開発を増やした年に利用可）を措置。
※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



「戦略技術領域型」事業者の認定・執行フロー



計画認定時に事業者を求める情報

○重点研究開発計画に記載する事項（法第22条第2項）

- 一 研究及び開発を実施しようとする重点産業技術
- 二 当該研究及び開発の目標
- 三 当該研究及び開発の内容及び実施時期
 - ⇒重点研究開発計画の内容
 - （1）対象の重点産業技術 （2）研究及び開発の実施時期
 - （3）研究及び開発を行う場所の住所 （4）研究及び開発の内容（概要、目標、詳細）

四 当該研究及び開発の実施体制

- ⇒研究及び開発の実施体制
- 研究開発投資額等の実績（過去3年間）
 - （1）重点産業技術の研究開発投資額
 - （2）法人全体の研究開発投資額
 - （3）法人全体の特許出願数、特許登録数、研究者数

五 当該研究及び開発を行うために必要な資金の額及びその調達方法

- ⇒研究開発事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
 - （1）必要な資金の額（初年度、計画期間の合計値）
 - （2）調達方法
- 認定を踏まえた研究開発投資計画（計画期間の投資計画）
 - （1）重点産業技術の研究開発投資額の見込額
 - （2）法人全体の研究開発投資計画額の見込額
 - （3）重点産業技術の認定制度が無かった場合の見込額

六 前各号に掲げるもののほか、当該研究及び開発に関し必要な事項

- ⇒研究及び開発に当たって配慮する事項（技術等漏えい防止措置関連）
 - 期待する支援措置等
 - 重点研究開発計画の認定を通じた具体的な行動変容

基準適合確認時・実施状況報告時に事業者を求める情報

○基準適合確認（法第27条第1項）

その成果について特に早期の企業化が期待されるものとして主務大臣が定める基準に適合すること

⇒ 計画認定日付及びその認定番号

対象の研究開発が該当する基準の条項

税制措置を受けようとする事業年度の開始年月日及び終了年月日

当該試験研究に要した費用等

(1) 認定重点研究開発計画に基づく、研究及び開発の内容

(2) (1) に要した費用等（費用名・設備名等、用途、対象外利用の有無等）

(3) (2) の費用等に係る自主点検結果

重点研究開発計画の進捗、残りの内容

○実施状況報告（法第33条第1項）

主務大臣は、認定事業者等に対し、認定重点研究開発計画の実施状況について報告を求めることができる。

⇒ 売上高、営業利益、減価償却額（当該事業年度を含む過去3年分）

給与総額、常時従業者数（当該事業年度を含む過去3年分）

研究開発費及び研究開発投資等（当該事業年度を含む過去3年分）

(1) 重点産業技術の研究開発投資額

(2) 法人全体の研究開発投資額

(3) 受託研究開発費

(4) 研究開発関連有形固定資産当期取得額

(5) 法人全体の特許出願数、特許登録数、研究者数

技術流出防止対策について①

- 重点産業技術の研究開発に当たっては、技術流出防止対策の実効性の確保が課題。
- 指針において、アクセス管理・従業員管理・取引先管理等の措置、技術移転に係る事前相談を求める。

<認定時に求める事項の概要>

(1) 技術情報管理強化

(ア) コア重要技術等へのアクセス管理

- コア重要技術等に**アクセス可能な従業員を必要最小限の範囲に制限**し、適切な管理を行うために**必要な体制や規程（社内ガイドライン等含む。）を整備**すること。

(イ) コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

- (ア) に規定する従業員に対し**相応の待遇（賃金、役職等の向上）を確保する等の手段**により、**当該従業員の退職等を通じたコア重要技術等の流出を防止する措置**を講じるとともに、当該従業員が**退職する際にはコア重要技術等に関する守秘義務の誓約**を得ること。また、労働基準法、労働契約法その他関係する法律の諸規定に十分配慮しつつ、**退職後の競業禁止義務の誓約についても当該従業員の同意を得るための取組**を行うこと。

(ウ) 取引先における管理

- 取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア重要技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、**当該取引先と秘密保持契約を締結**すること。また、当該取引先に対しても、(ア) 及び (イ) に相当する内容の措置を講じることが求め、その履行状況を定期的にレビューする等、**取引先からのコア重要技術等の流出を防止するために必要な措置**を講じること。なお、その際には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の諸規定に十分配慮すること。

(2) 技術移転防止（事前相談）

認定事業者は、**コア重要技術等の移転（移転・提供、共同研究、海外での研究開発・生産等）**を行う場合であつて、**技術流出のおそれがあると認識した場合等には、事前に担当省庁へ相談**すること。

特に、相手方の属性等に照らし流出のおそれがある場合や、当省から指示を受けた場合には、事前相談を必須とする。なお、当該措置に違反した場合には、是正要請や認定取消等の措置を講じ得る。

技術流出防止対策について②

- 計画認定時に、以下の**チェックリスト方式の様式と関連するエビデンス**（例：情報管理規程、ガイドライン、情報取扱者名簿、就業規則等）により履行状況を確認することを想定。
※ポスト5G基金、グリーンイノベーション基金等においても、同様にチェックリスト方式での確認を行っている。

<計画認定時の様式（案）>

研究及び開発に当たって配慮する事項

- コア重要技術等を特定し、当該コア重要技術等へのアクセスについて適切な管理を行っている（アクセス可能な従業員の制限、必要な体制や規程の整備等）。
- 当該コア重要技術等にアクセス可能な従業員について適切な管理を行っている（従業員の流出防止、退職時の守秘義務の誓約等）。
- 取引先において適切な管理を行っている（取引先がコア重要技術等の全部又は一部を有する場合において、取引先との秘密保持契約締結、取引先からのコア重要技術等の流出防止等）。
- 申請者又はそのグループ会社が、他者又は他国に対し、技術移転等を行うに当たって、特定の場合に該当する場合に、その行為を実施する前に、十分な時間的余裕をもって経済産業省に事前に相談をすることに同意している。

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)

2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)

3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)

①概要 (P.18~)

②AI・先端ロボット (P.23~)

③量子 (P.31~)

④半導体・通信 (P.38~)

⑤バイオ・ヘルスケア (P.46~)

⑥フュージョンエネルギー (P.52~)

⑦宇宙 (P.57~)

4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)

5. 今後のスケジュール (P.63~)

重点産業技術に係る規定の全体像

【法律】

- ・重点産業技術の指定を規定
（重点産業技術の指定）

第二十条 産業技術について、当該産業技術に関する研究及び開発の成果が多様な事業活動において利用される見込み並びに当該産業技術の革新性を勘案し、我が国の産業技術力の強化のため当該産業技術に関する研究及び開発を重点的に推進することが必要と認められるときは、政令で、当該産業技術を重点産業技術として指定するものとする。

【政令】

- ・重点産業技術として以下を指定
 1. 人工知能及び先端的なロボット関連技術
 2. 量子関連技術
 3. 半導体及び通信関連技術
 4. バイオ及びヘルスケア関連技術
 5. 核融合エネルギー関連技術
 6. 宇宙関連技術

【告示】

- ・**各分野ごとに税制措置の対象となる研究開発の範囲を具体化**

【解説】

- ・基準に記載の対象技術について明確化、具体例を提示

⇒事業者は告示及び解説を参照し、自らが行う研究開発が対象となるかを判断

重点産業技術ごとの告示（課税の特例）の対象の考え方

半導体・通信

AI・
先端ロボット

バイオ・ヘルスケア

宇宙

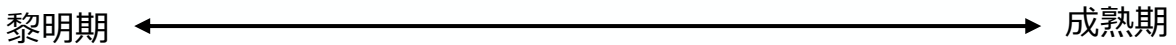
量子

フュージョン

研究開発の成果が多様な事業活動において利用される見込みがあることや、革新性を勘案し選定された重点産業技術のうち、領域全体として成熟しており、戦略的な技術についてのみ対象。

研究開発の成果が多様な事業活動において利用される見込みがあることや、革新性を勘案し選定された重点産業技術のうち、領域全体として依然黎明期。企業による研究開発が推進されるべき技術を対象。

研究開発の成果が多様な事業活動において利用される見込みがあることや、革新性を勘案し選定された重点産業技術のうち、領域全体として黎明期であるため、技術領域全体を広く対象。



(参考)重要技術領域の選定(新興・基盤技術領域、国家戦略技術領域)

新興・基盤技術領域

- 次世代船舶技術、自動航行船技術といった造船関連技術
- 極超音速技術、先進航空モビリティ技術といった航空関連技術
- 次世代情報基盤技術、ネットワークセキュリティ技術といったデジタル・サイバーセキュリティ関連技術 (コンテンツを含む)
- 農業エンジニアリング技術といった農業・林業・水産関連技術 (フードテックを含む)
- 次世代革新炉技術、ペロブスカイト太陽電池技術、次世代型地熱発電技術、蓄電技術、資源循環技術といった資源・エネルギー安全保障・GX関連技術
- 災害等の観測・予測技術、耐震・免震技術といった防災・国土強靱化関連技術
- 内視鏡等の医療機器技術、医薬品・ワクチン等の公衆衛生技術といった先端医療関連技術
- 先端機能材料技術、磁石・磁性材料技術といった製造・マテリアル (重要鉱物・部素材) 関連技術
- MaaS関連技術、倉庫管理システム技術といったモビリティ・輸送・港湾ロジスティクス (物流) 関連技術
- 海洋観測技術、海上安全システム技術といった海洋関連技術
- 無人化・自律化技術、高効率・高出力エネルギー技術、長期・長距離・高速移動技術、超高精度センシング技術といった防衛産業関連技術

国家戦略技術領域

- 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム、AIロボット基幹技術といったAI・先端ロボット関連技術
- 量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術といった量子関連技術
- 先端半導体製造関連技術や光電融合技術といった半導体・通信関連技術
- 生体の構造・機能に影響を与える候補物質の探索・最適化、合成生物学に基づくバイオ素材等の生産技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術といったバイオ・ヘルスケア関連技術
- プランケット技術やトリチウム回収・再利用技術といったフュージョンエネルギー関連技術
- 衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術といった宇宙関連技術

対象技術の見直しの時期について

【政令】

- 科学技術・イノベーション基本計画は原則5年で見直し。「重点産業技術」についても、同様に5年での見直しを想定。ただし、国内外の技術動向の変化も踏まえながら、適切なレビューを実施しつつ、政策の効果を検証した上で、重点産業技術の追加や除外も含め、適時対応。

【告示】

- 「戦略技術領域型」の対象として告示に規定する技術は、技術動向の変化を踏まえつつ、税制改正にあわせて検討することが合理的と考えられることから、一定期間（2～3年間）妥当性を有する選定とすることが必要。ただし、国内外の技術動向の変化も踏まえながら、適切なレビューを実施しつつ、政策の効果を検証した上で、対象研究開発の追加や除外も含め、適時対応。

【解説】

- 技術動向の急激な変化等により、「戦略技術領域型」の対象に新たに例示すべき技術が生じ得る。特に、技術的に黎明期である量子やフュージョンエネルギーについては、告示において領域全体を対象としており、その具体的な内容は解説において示していることから、必要に応じて解説の記載を見直すことにより機動的に対応する。

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)
- 3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)**
 - ①概要 (P.18~)
 - ②A I・先端ロボット (P.23~)**
 - ③量子 (P.31~)
 - ④半導体・通信 (P.38~)
 - ⑤バイオ・ヘルスケア (P.46~)
 - ⑥フュージョンエネルギー (P.52~)
 - ⑦宇宙 (P.57~)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)
5. 今後のスケジュール (P.63~)

AIの対象分野選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては「**機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム、AIモデルによる機械学習アルゴリズムプログラム、AIモデルによる機械学習サポートプログラム**」が例示されている。
- これは、機械学習以降のAIは、AIは進化速度が極めて速く、基盤モデル・特化モデルを中心に新たな技術領域が形成されていることから、対象を**機械学習世代以降のAIモデルの研究開発**に限定するもの。

<対象範囲案>

- 機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム
- AIモデルによる機械学習アルゴリズムのプログラム
- AIモデルによる機械学習をサポートするプログラムに係る研究開発

<対象外になるものの例>

- 機械学習より前のルールベースの研究開発
- チャットボットなど単なるアプリケーションの研究開発

		機械学習以前	機械学習以降
AIに係る倫理・法制度に係る研究開発			
アプリケーションに係る研究開発	業務用		
	コンシューマ向け		
効率化/性能向上に係る研究開発	汎用型		機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラム AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム AIモデルによる機械学習をサポートするプログラム
	領域特化型		
AIモデルに係る研究開発	個別/特化モデル		
	基盤・基礎モデル		
制御・基本ソフトウェアに係る研究開発			
計算資源/GPUに係る研究開発			

AI関連技術の対象イメージ

人工知能及び先端的なロボット関連技術 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術の研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの。

- 機械学習による学習及びそれによって得られる推論・判断等のアルゴリズム（「機械学習アルゴリズム」）の実現に必要な電子計算機の演算処理装置の利用の効率化に係るプログラムに係る研究及び開発
⇒機械学習に必要な電子計算機を稼働するために必要なプログラムの研究開発（P26①）
- 機械学習アルゴリズムに入力する学習データの整形、分類、加工等の効率化に係るプログラム及び他の者の機械学習アルゴリズムの実現に係る研究開発活動を直接効率化又は促進するためのプログラムに係る研究及び開発
⇒AIモデルによる機械学習をサポートするプログラムの研究開発（P27③）
- 機械学習アルゴリズムを記述したプログラム及びそれと連携するプログラムに係る研究及び開発のうち、機械学習アルゴリズムを実現するもの又は機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させることを主たる目的としていることが明らかなもの
⇒AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム、AIモデルによる機械学習をサポートするプログラムの研究開発（P26② P27③）
- 上記に掲げる研究及び開発により実現される機械学習アルゴリズムを適用した製品の利用環境又はこれを模擬した環境において運用し、その機能を検証する研究及び開発
⇒実環境においてAIの性能等を検証する研究開発

(参考) 対象研究開発の具体的なイメージ①

①機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラム

AIの開発に必要なGPU等のハードウェア（AIの開発を主たる目的としていることが明らかなものに限る）の利用を効率化させる制御・基本機能を実現するプログラム

機械学習アルゴリズムの実現に必要なプログラムの例

- **ハードウェア制御**：単一のGPUでも高い処理性能を実現できるようにするプログラム、複数のGPUを連動させて高い処理性能を省コストで実現できるようにするプログラム など
- **仮想化技術**：GPUをクラウド経由で利用できるように仮想化するプログラム、GPU以外のハードウェアをクラウド経由で利用できるように仮想化するプログラム など
- **OS（基本ソフトウェア）**：専ら機械学習アルゴリズムを稼働させることに特化・最適化された、専用の基本プログラム

②AIモデルによる機械学習アルゴリズムそのもののプログラム

AIモデルによる機械学習アルゴリズムを実現する研究開発活動によって製作されるプログラムとして、

- 基盤／基礎モデル（大規模なデータによって事前に学習し、多様な目的・領域に適用できるモデル）
- 個別／特化モデル（特定の目的・領域に最適化したモデル）

機械学習アルゴリズムの分類

- **教師あり学習**：ラベルを付けた正解(=教師)データを使い、入力と答えの関係を学ぶ方法
- **教師なし学習**：正解がないデータから、似たもの同士の構造や特徴を見つける方法
- **強化学習**：試行錯誤を繰り返し、報酬を最大化する行動を学ぶ方法
- **ディープラーニング**：人間の脳を模した多層構造で、特徴そのものを自動で学ぶ方法

(参考) 対象研究開発の具体的なイメージ②

③ AIモデルによる機械学習をサポートするプログラム

AIモデルによる機械学習アルゴリズムの出力結果に直接影響を与え、出力結果を高度化させる研究開発活動によって製作されるプログラム。(RAG (検索拡張生成) 等のAI共通支援機能など)

代表的なRAGの種類

- ベクトルRAG (一般的) : 文章を意味ベースで検索し、近い内容を取り出すRAG
- キーワードRAG (全文検索型) : キーワード一致を重視する、従来型検索ベースのRAG
- ハイブリッドRAG : 意味検索 (ベクトル) とキーワード検索を組み合わせるRAG
- マルチステップRAG : 検索と生成を何度も繰り返して深掘りするRAG
- クエリ拡張RAG : 質問文そのものをAIが言い換えて検索精度を上げるRAG
- エージェント型RAG : AIが「どこを・どう検索するか」を自律的に判断するRAG

先端ロボットの対象分野選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては「**AIロボット基幹技術**」が例示されている。
- これは、ロボット分野全体は成熟領域が多い一方、AIロボットは自律制御に係る基盤技術が未確立な黎明領域であるため、対象を**AIロボットの研究開発**に限定するもの。

<対象範囲案>

- AIによりセンサ等による感知やモーター等による制御が高度化されている（※）AIロボットそのものの研究開発
 - ※いずれかの知能処理及び制御のプロセスに対してAIが関与している状態
 - ※AIを活用して環境を認識し、その判断に基づいて駆動装置等が制御された機械システムを含む
 - ※E-to-Eのみならず、AIが他の制御システムに組み込まれて一体的に機能するハイブリッド型システムを含む
- 既存のロボットにAIを組み込むことで自律的な制御を実現させる研究開発
- AIロボットに専ら又は主に使用されるセンサやアクチュエータの研究開発

<対象外になるものの例>

- AIが環境認識を行うものの、事前のプログラミングによってのみ制御されるロボットの研究開発

	AIロボティクス	AIロボティクスでない
AIロボティクスのハードウェア部品に係る研究開発		
ソフトウェアとハードウェアの接続アプリケーション		
AIに係る研究開発		
計算資源/GPUに係る研究開発		

先端口ロボット関連技術の対象イメージ

人工知能及び先端的なロボット関連技術 人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術の研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの。

- 先端口ロボット（※人工的な方法により実現された学習に基づく推論、判断等の知的な機能による知能の高度化を通じて自律制御を実現する機械システムのこと）に関する研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの。
 - a.先端口ロボットの研究及び開発
⇒AIロボットそのものの研究開発
 - b.人工的な方法により実現された学習に基づく推論、判断等の知的な機能が搭載されていない機械システムに当該機能を新たに組み込む研究及び開発
⇒既存のロボットにAIを組み込むことで自律的な制御を実現させる研究開発
 - c. 先端口ロボットに専ら又は主として使用され又は b の機械システムに当該機能を新たに組み込むために専ら又は主として使用されるセンサ、アクチュエータ、アルゴリズム及びソフトウェアの研究及び開発
⇒AIロボットに専ら又は主に使用されるセンサやアクチュエータの研究開発
 - d. aからcまでに掲げる研究及び開発により実現される先端口ロボットをその利用環境又はこれを模擬した環境において運用し、その機能を検証する研究及び開発
⇒実環境において先端口ロボットの性能等を検証する研究開発

(参考) 対象研究開発の具体的なイメージ

- AIにより認識・判断・動作に関与し、自律的な制御を実現するロボットに係る研究開発

<対象となる研究開発の例>

- 先端ロボットそのものの研究開発（車両、ドローン等を含む）
- 既存ロボットへのAIの組み込みによる高度化
- 先端ロボットに専ら使用されるセンサ、アクチュエータ、ソフトウェアの開発
- 実環境又はシミュレーション環境における動作検証
- 複数ロボットの連携やシミュレーションから実環境への適用に係る研究開発

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2～)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7～)
3. **「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18～)**
 - ①概要 (P.18～)
 - ②AI・先端ロボット (P.23～)
 - ③**量子 (P.31～)**
 - ④半導体・通信 (P.38～)
 - ⑤バイオ・ヘルスケア (P.46～)
 - ⑥フュージョンエネルギー (P.52～)
 - ⑦宇宙 (P.57～)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61～)
5. 今後のスケジュール (P.63～)

量子の対象選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては、量子は「**量子コンピューティング技術、量子通信・暗号技術、量子マテリアル技術、量子センシング技術**」と幅広く例示されている。
- これは、量子技術は総じて黎明期であるため、原則として**量子関連技術全体**を対象とするもの。

<対象範囲案>

- 量子計算機、量子デバイス、量子暗号・通信、量子センサ、量子マテリアルの研究開発
- 上記に専ら又は主に使用される、部分品、附属品、ソフトウェアの研究開発、適用に係る研究開発

<対象外になるものの例>

- なし

量子関連技術の対象イメージ

量子関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発

- 次に掲げるものの研究及び開発

- a.量子計算機
- b.量子デバイス
- c.量子センサ
- d.量子暗号・通信
- e.量子マテリアル

⇒量子計算機、量子デバイス、量子暗号・通信、量子センサー、量子マテリアルの研究開発

- aからeまでに掲げるものに専ら又は主として使用される部分品、附属品及び技術の研究及び開発
又はaからeまでに掲げるものの活用に資するアルゴリズム及びソフトウェアの研究及び開発並び
にaからeまでに掲げるものの活用の方法又はその活用に必要な性能に係る研究及び開発

⇒部分品、附属品、ソフトウェアの研究開発、適用に係る研究開発（量子コンピュータなどを用い
て、新たな材料設計などの具体的な応用課題に対し、その適用可能性を検証・実証するもの）

(参考) 量子計算機 量子デバイスの概要

量子計算機

量子計算機は計算処理速度を劇的に高速化できるため、従来のコンピュータでは事実上計算ができない問題に対しても高速に計算でき、産業応用への期待も大きく、国力を左右する重要技術の一つ。超伝導方式、光方式、イオントラップ方式などといった、様々な方式が存在。



超伝導方式



光方式



イオントラップ方式



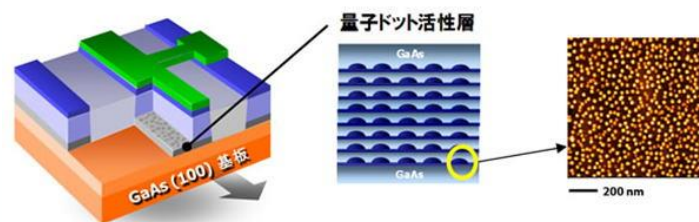
シリコン方式



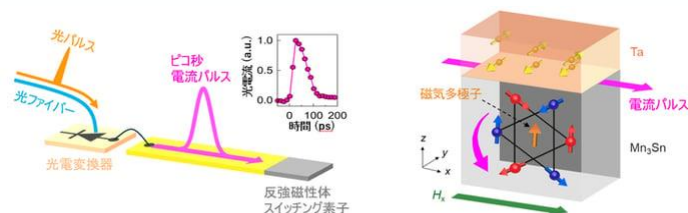
中性原子方式

量子デバイス

量子デバイスは、新たな量子材料や量子効果を用いた量子チップや量子メモリ、その他の量子効果を用いた装置や素子を指す。例えば、量子ドットレーザーや、量子スイッチング素子など。



量子ドットレーザー



不揮発量子スイッチング素子

(参考) 量子センサ 量子暗号通信の概要

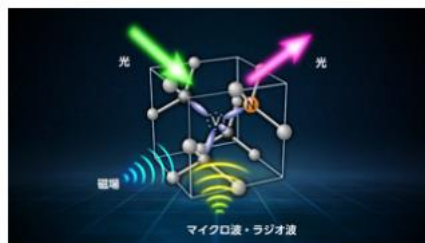
量子センサ

従来センサと比べ量子効果を利用することで高感度計測や、計測が難しかった物理量の計測を実現する技術。利用する量子現象によって様々な方式がある。

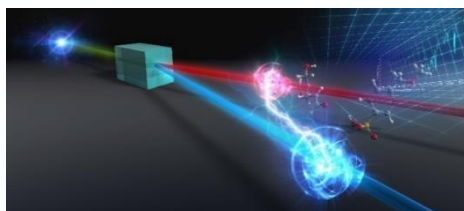
高安定な時間標準である光格子時計、高感度な磁場・温度センサーであるダイヤモンドNVセンタ、もつれ光子対を利用する量子もつれ光センサなどの方式がある。



光格子時計



ダイヤモンドNVセンター



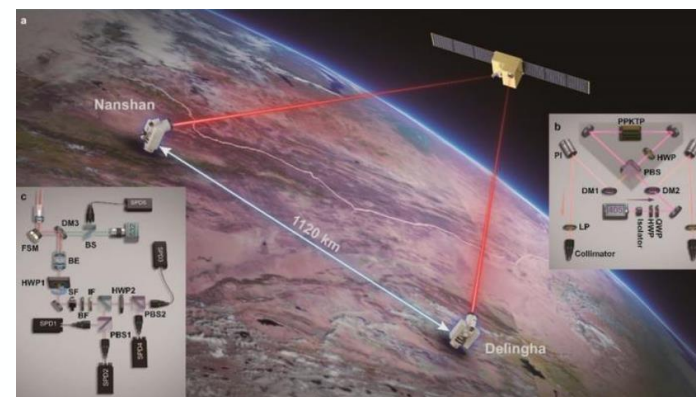
量子もつれ光センサー

量子暗号・通信

量子暗号・通信の主要テーマは2つに分類される。

1つが単一光子や量子もつれなど、量子状態を利用して安全に暗号鍵を共有する量子鍵配送 (QKD)。

もう1つが量子状態を利用して量子情報の伝送又は共有を行う技術であり、量子コンピュータや量子センサなどの量子情報を、量子中継などにより直接やり取りを可能にする量子ネットワークや量子インターネットがある。



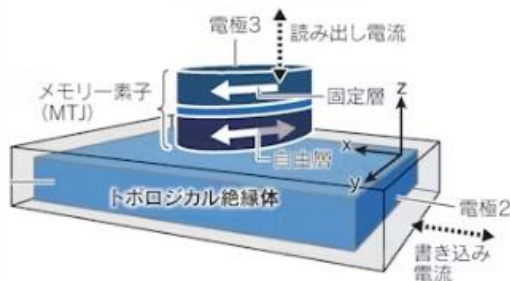
量子鍵配送

中国は地上の光ファイバだけでなく人工衛星経由でも量子鍵の配送に成功

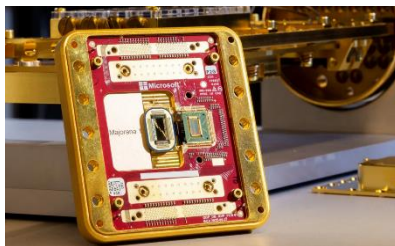
(参考) 量子マテリアルの概要

量子マテリアル

物質の性質が「量子力学的な効果」によって強く支配される材料のことである。特有な電子バンド構造を持ち、従来にはない性質を発現する材料であるトポロジカル物質や、電子スピンを活用することで、超低消費電力・高速動作を両立するスピントロニクス材料などがある。代表的な用途としてはメモリ、ロジック素子、トポロジカル量子プロセッサなどがある。



トポロジカル物質を
スピントロニクスに応用した
トポロジカル磁気メモリ



Microsoft社の
トポロジカル量子プロセッサ
Majorana1

(参考) 対象となる部分品、附属品の例

- 専ら又は主として、量子関連技術に使用されると認められる部分品・附属品
 - ◆ 量子制御関連
量子制御システム・量子ビット制御装置、ジョセフソン接合素子、マイクロ波共振器・導波路・発振器・アンテナ・トランスデューサー、任意波形発生器、高精度時刻同期機器、時間-デジタル変換器、デジタル-アナログ変換器、アナログ-デジタル変換器、半導体・超伝導集積回路、低温動作低雑音増幅器、低温CMO、低温ケーブル、低温フラットケーブル、低温磁気シールド、熱アンカー、低温高周波コネクタ、低温高周波入出力線、低温減衰器・アイソレータ・サーキュレータ・フィルタ、量子中継器、量子乱数発生器
 - ◆ 環境・場制御関
極低温冷凍機（希釈冷凍機、パルスチューブ冷凍機、ターボ冷凍機及びGM冷凍機など。）、磁場制御コイル、電場制御電極・トラップ電極、真空チャンバ、光学ガスセル
 - ◆ 光制御関連
レーザー光源、光集積回路、光検出器、単一光子検出器、単一光子源・エンタングル光子源・スクイズド光源、光周波数コム、光学フィルタ、光分割器、波長変換器、偏光変調器、位相変調器、音響光学変調器、電気光学変調器、空間光変調器、非線形光学結晶・薄膜、光共振器・微小光共振器、遠距離通信用光ファイバー、フォトニッククリスタルファイバー
 - ◆ 量子材料関連
超伝導量子材料、固体スピン材料、光量子材料、トポロジカル量子材料、量子メモリ材料、強相関量子材料、結晶欠陥素子、高純度同位体元素、超偏極材料

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)
- 3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)**
 - ①概要 (P.18~)
 - ②AI・先端ロボット (P.23~)
 - ③量子 (P.31~)
 - ④半導体・通信 (P.38~)**
 - ⑤バイオ・ヘルスケア (P.46~)
 - ⑥フュージョンエネルギー (P.52~)
 - ⑦宇宙 (P.57~)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)
5. 今後のスケジュール (P.63~)

半導体の対象分野選定に関する考え方について

＜科学技術・イノベーション基本計画における議論＞

- 国家戦略技術領域においては「**先端半導体製造関連技術**」が例示されている。
- これは、領域全体は成熟期であることから、今後の社会インフラや産業の高度化に求められる**次世代の最先端技術に係る研究開発**に限定して対象とするもの。

＜対象範囲案＞

- 2ナノメートル世代又はそれより微細なロジック半導体
- 大容量化、低遅延化、高帯域化又は低消費電力化を図る先端メモリ半導体
- GaN、InP等を主材料とする化合物半導体
- イメージセンサ、半導体レーザー、シリコンフォトニクス等の光半導体
- 後工程及びこれらの設計・製造に必要な装置・部素材に係る研究開発

＜対象外となるものの例＞

- 2ナノメートル世代より粗大なロジック半導体
- レガシー世代のメモリ半導体
- マイコンや一般的なアナログ半導体（及びこれらに係る部素材・製造装置）

		ロジック半導体	メモリ半導体	化合物半導体（パワー半導体等）	アナログ半導体	後工程	マイコン
最先端半導体	デバイス開発	<ul style="list-style-type: none"> • 2ナノメートル世代以下の演算を行う半導体の設計・製造技術 • 記憶を行う半導体の大容量化、低遅延化、高帯域化又は低消費電力化に係る設計・製造技術 • 化合物半導体（GaN、InP等）の設計・製造技術 • 光半導体の（イメージセンサ等）設計・製造技術 • 先端パッケージ実装技術及びテスト技術 					
	製造装置開発						
	部素材開発						
上記以外の半導体	デバイス開発						
	製造装置開発						
	部素材開発						

(参考) 対象研究開発のイメージ

	対象内	対象外
(1) ロジック半導体	2ナノメートル世代又はそれより微細なもの	2ナノメートル世代より粗大なもの
(2) メモリ半導体	大容量化、低遅延化、高帯域化又は低消費電力化を図る先端メモリ半導体 (HBM、3D NAND、LPDDR5X等)	既に成熟した製造プロセスによる汎用メモリ (DDR4以前の世代のDRAM、2D NAND等)
(3) 化合物半導体	GaN、InP、SiC等を主材料とする化合物半導体	左記以外の材料でできているもの(シリコン半導体、ヒ化ガリウム半導体など)
(4) 光半導体	イメージセンサ、半導体レーザー、光変調器、光増幅器、光フィルタ、光演算素子、光I/O、シリコンフォトニクス、メンブレンフォトニクス、Co-Packaged Optics等	照明・表示用途の汎用LED、既に成熟した規格に基づく汎用光通信部品等、光電融合による高度化を目的としない成熟領域に係るもの
(5) 先端パッケージ等	上記の半導体に係る先端パッケージ実装技術(チップレット統合、2.5D/3Dパッケージング、ウェーハレベルパッケージング等)及びテスト技術	既に成熟した従来型パッケージング技術(リードフレーム型、汎用QFP・DIP等)及びこれらのテスト・製造の効率化に係るもの

半導体関連技術の対象イメージ

半導体及び通信関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発

- 次に掲げる研究及び開発
 - a. 演算を行う半導体であって、当該半導体の製造に用いられる半導体製造プロセスの技術世代が二ナノメートル世代又はこれより微細なものの設計又は製造に係る研究及び開発
⇒2ナノメートル世代又はそれより微細なロジック半導体の研究開発
 - b. 記憶を行う半導体のうち、大容量化、低遅延化、高帯域化又は低消費電力化に資するものとして、記憶素子若しくはこれに係る電子回路の三次元積層、演算を行う半導体との高帯域接続のための専用の接続構造又はDRAM及びNAND型フラッシュメモリの中間的な性質を有する記憶方式を用いるものの設計又は製造に係る研究及び開発
⇒大容量化、低遅延化、高帯域化又は低消費電力化を図る先端メモリ半導体の研究開発
 - c. 化合物半導体であって、当該半導体を構成するウエハが主として窒化ガリウム、リン化インジウム、炭化ケイ素若しくは酸化ガリウムのいずれかで構成されるもの、又は当該機能を果たす半導体であって当該半導体を構成するウエハが主としてダイヤモンドで構成されるものの設計又は製造に係る研究及び開発
⇒GaN、InP等を主材料とする化合物半導体の研究開発
 - d. 光半導体の設計又は製造に係る研究及び開発
⇒イメージセンサ等の光半導体の研究開発
 - e. aからdまでに規定する半導体に係る先端パッケージ実装技術及びテスト技術に係る研究及び開発
⇒aからdまでの半導体に係る先端パッケージ実装技術（チップレット統合、2.5D/3Dパッケージング、ウェーハレベルパッケージング等）及びテスト技術の研究開発
- aからdまでに掲げる半導体の製造に専ら又は主として使用される装置又は材料に係る研究及び開発
⇒製造装置・材料の研究開発

(参考) 対象となる装置・部素材の例

- 専ら又は主として、半導体関連技術に使用されると認められる部分品・附属品
 - ◆ 前工程関連
成膜装置、リソグラフィー装置、塗布現像装置、エッチング装置、洗浄装置又は表面処理装置、イオン注入装置、熱処理装置、化学機械研磨装置、めっき装置
 - ◆ ウェハ加工・構造制御関連
ウェハ薄化装置又はウェハ形状制御装置、ウェハ貼り合わせ装置
 - ◆ 後工程関連
先端パッケージの形成に用いられるダイシング装置又は個片化装置、先端パッケージの形成に用いられる実装、接合又は積層のための装置、先端パッケージの形成に用いられる封止、充填、成形又は封止後処理のための装置
 - ◆ 検査・測定関連
測定装置、検査装置、試験装置
 - ◆ 材料関連
ウェハ及び基板材料、リソグラフィー用材料、フォトマスク用材料、成膜用材料、エッチング用材料、洗浄、剥離又は表面処理に用いられる高純度薬液、不純物導入用材料、化学機械研磨用材料、ウェハ薄化用材料、先端パッケージの形成に用いられる接合材料、接着材料又は導電性材料、先端パッケージの形成に用いられる封止材料、絶縁材料又は保護材料、先端パッケージの形成に用いられる基板材料、再配線材料、絶縁材料又は放熱材料

通信の対象選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては「**光電融合技術**」が例示されている。
- これは、通信分野は成熟領域が中心である一方、光電融合は次世代の情報処理基盤を構成する新興領域であるため、**光電融合技術の研究開発**に対象を限定するもの。

<対象範囲案>

- 光と電気・電波の融合を利用した情報伝送に係る装置・技術
- 光と電気・電波の融合を利用した情報演算・記憶に係る装置・技術
- それらの研究開発に必要な装置・部分品・材料・技術、生活環境又は産業基盤に適用するための装置・技術に係る研究開発

<対象外になるものの例>

- 電気・電波のみでの通信
- 光のみでの通信

に係る研究開発

(ただし、上記のうち光電融合の装置・技術の構成要素として必要な研究開発は対象)

	光通信	電気・電波通信	その他の通信	
有線	光有線通信	光電融合 シリコンフォトニクス メンブレン化合物半導体 Co-packaged optics (CPO) 光波長パス制御 デジタルコヒーレント伝送 次世代ファイバ Radio over fiber (RoF)	電気有線通信	
	光無線通信		電力線通信	
無線	光可視光通信		無線LAN	量子通信
	赤外線通信		携帯通信	音響通信
		衛星通信	磁気通信	

通信関連技術の対象イメージ

半導体及び通信関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発

- 光及び電気又は電波の特性を組み合わせ、情報の伝送又は処理を行う装置又は技術に関する研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの
 - a. 光信号の生成、送信、受信、増幅、変調、分離、若しくは統合又は光及び電気若しくは電波信号間の変換若しくは統合を行う装置又は技術に係る研究及び開発
⇒ 光信号の生成、送信、受信、増幅、分離、統合を行う装置（配線部品を含む）、光と電気・電波の信号間の変換や統合を行う装置（配線部品を含む）、それらを使った情報伝送において信号処理・通信制御を行う技術の研究開発
 - b. 電子計算機を構成する電子部品間、複数の電子計算機間又は多数の電子計算機が集積された設備間を接続する光通信の装置（※配線部品を含む）又は技術に係る研究及び開発
⇒ 電子計算機を構成する複数の電子部品間、複数の電子計算機間、又は多数の電子計算機が集積された複数の設備間を光通信で接続する装置（配線部品を含む）や技術の研究開発
 - c. イに係る技術を基盤とする光部品を利用し、光の特性を利用して情報の演算及び記憶を行うものに関する研究及び開発
⇒ 光信号を扱う半導体技術を基盤とする光部品を利用し、光の特性を活用して演算・記憶を行う装置や光コンピューティング技術の研究開発
- aからcまでに掲げる装置又は技術に専ら又は主として使用される装置、部分品、材料又は技術並びにaからcまでの研究及び開発によって得られる装置又は技術の生活環境及び産業基盤への適用に係る研究及び開発
⇒ 装置、部分品、材料、技術の研究開発、適用（光電融合に係る技術について、具体的な応用分野における活用可能性を検証・実証する等）に係る研究開発

(参考) 対象となる部分品、附属品の例

- 専ら又は主として、通信関連技術に使用されると認められる部分品・附属品
 - ◆ 伝送媒体・材料関連
光ファイバー・光コネクタ、被覆・ケーブル材料、光導波路、非線形光学材料
 - ◆ デバイス・コンポーネント関連
光増幅技術、半導体レーザー・光変調器・受光器、フロントエンドIC、ドライバIC、無線ユニット、RF基板・パッケージ
 - ◆ モジュール・実装・製造関連
実装・接続技術、光デバイス製造装置、調芯装置・融着装置、光トランシーバー・光モジュール、光モジュール組立
 - ◆ 設計・アーキテクチャ関連
光回路設計、RF回路設計、光電融合設計、光コンピューティング設計
 - ◆ 評価・ソフト・制御関連
光学測定・評価、高速光通信評価、無線測定・評価、ネットワーク性能評価、行列演算精度評価、ネットワーク制御ソフトウェア、光トランシーバー・光モジュール管理技術、ネットワーク最適化技術、ネットワーク監視技術、高速デジタル信号処理、無線信号処理、RF同期技術

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)

2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)

3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)

①概要 (P.18~)

②AI・先端ロボット (P.23~)

③量子 (P.31~)

④半導体・通信 (P.38~)

⑤バイオ・ヘルスケア (P.46~)

⑥フュージョンエネルギー (P.52~)

⑦宇宙 (P.57~)

4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)

5. 今後のスケジュール (P.63~)

バイオ・ヘルスケアの対象選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては「**生体の構造・機能に影響を与える候補物質の探索・最適化、合成生物学に基づくバイオ素材等の生産技術、新品種の開発・育種・ゲノム編集技術**」が対象とされている。
- これは、バイオテクノロジーの多様な応用と、各分野の基盤技術の進化を促進する観点から、**バイオテクノロジーを活用した研究開発について、レッド/ホワイト/グリーンを通じ横断的に対象とするもの。**

<対象範囲案>

バイオテクノロジーを活用する、

- 医薬品等の研究開発（治験を除く）
- 化学工業品の研究開発
- 農林水産又は食品に係る研究及び開発
- バイオテクノロジーを活用した研究開発に専ら又は主として使用される機器・機材の研究開発

<対象外となるものの例>

- 医薬品等の治験
- グレーバイオに係る研究開発

	レッドバイオ (ヘルスケア)	ホワイト バイオ	グリーン・ ブルーバイオ	グレー バイオ
技 術				バイオエコノミー 戦略外
				臨床試験

(参考) バイオテクノロジーの定義・範囲

- バイオテクノロジーとは、生命科学の知見に基づき、疾患メカニズムの解明と医薬品等の創製・開発や、新品種及び生物由来素材の開発等を目的として生物機能を解析・設計・制御する技術、生物の遺伝情報（DNA配列又はその機能（発現量やメチル化状態））を人為的に変更する技術及びその変更により産生された物質の解析等に用いる技術をいう。
- 既存の生物をそのまま利用する発酵や燃焼等は対象外とする。

<具体例>

	バイオテクノロジー	バイオテクノロジーの活用	それ以外
レッドバイオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲノム編集技術 ✓ 抗体医薬やmRNAワクチンの設計・製造技術 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 疾患モデル動物の作製 ✓ ゲノム編集した微生物・細胞を用いた抗体医薬やワクチンの製造 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 化学合成による低分子医薬品の製造 ✓ 既存成分の調合による医薬品製造
ホワイトバイオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲノム編集技術等により、ナイロン原料（アジピン酸など）を作る・放出する機能を高めた微生物の開発 ✓ ゲノム編集技術等により、バイオプラスチック（PHA等）を作る・蓄える機能を高めた微生物の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能を高めた微生物を用いたナイロン原料の製造 ✓ 機能を高めた微生物由来原料によるバイオプラスチックの製造 ✓ 機能を高めた酵素を用いた洗剤・食品加工用原料、工業用バイオエタノールの製造 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能を高めた微生物を用いない単なるバイオマス発電（燃焼利用） ✓ 機能を高めた微生物を用いない従来の発酵によるアルコール製造（酒、工業用エタノール等）
グリーン・ブルーバイオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ゲノム編集技術 ✓ 食品機能を向上する微生物の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高温耐性を付与した農林水産物の新品種の開発 ✓ 微生物を用いた新たなタンパク質の生産による食品製造 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既知の微生物による従来の発酵（味噌・醤油・ヨーグルト等） ✓ 遺伝情報を活用しない従来の交配による品種改良

対象範囲

バイオ関連技術の対象イメージ①

バイオ及びヘルスケア関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発

- バイオテクノロジーを活用した、医薬品等の研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの
 - a.対象疾患の解析及び標的分子の探索に係る研究及び開発
 - b.医薬品等の候補物質等の探索、評価及び最適化に係る研究及び開発
 - c.医薬品等の候補物質等の製造及び製剤又は被験製品に係る研究及び開発
 - d.バイオマーカーの探索、解析、測定及び検証に係る研究及び開発

⇒バイオテクノロジーを活用する医薬品等の研究開発

- バイオテクノロジーを活用した、化学工業品の研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの
 - a.微生物、動物又は植物の細胞並びにこれらに由来する抽出液及び酵素並びに当該由来成分を用いた無細胞反応系（「微生物等」）の探索を含む設計・構築・試験・学習の各工程の処理能力の向上及びこれら各工程における処理時間の短縮を目的とする微生物等を改変する技術の開発及び性能向上
 - b.遺伝子技術を活用した微生物等の設計、開発
 - c.微生物等を活用した化学工業品の生産のための原料化を目的とする前処理
 - d.既存製品のコスト低減、品質向上又は新規製品の開発のための微生物等を用いた生産プロセスの開発及び実証
 - e.ライフサイクルアセスメント（LCA）その他の手法により、環境負荷の評価及びその低減を目的とする技術に係る研究及び開発

⇒バイオテクノロジーを活用する化学工業品の研究開発

バイオ関連技術の対象イメージ②

バイオ及びヘルスケア関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発（続き）

- バイオテクノロジーを活用した、農林水産又は食品に係る研究及び開発であって、次のいずれかに該当するもの
 - a. 植物、畜水産動物又は水産動植物の遺伝資源の特性解析及び選抜並びに遺伝情報を利用した新品種又は優良系統の研究及び開発
 - b. 遺伝情報を利用したタンパク質、核酸、糖、脂質の探索、設計及び評価並びに生産技術又はこれらの有用物質の機能を活用した食品の研究及び開発
 - c. 半循環若しくは閉鎖循環式の陸上養殖又は閉鎖型植物工場における環境制御技術の研究及び開発であって微生物分解等を活用し、アンモニア、窒素等の物質循環を制御することにより生育環境を最適化するとともにこれらを可能とする生物機能の改良に係る研究及び開発並びに陸上養殖又は植物工場に適性を有する新品種の研究及び開発
 - d. 食品の栄養・機能性成分の探索、設計及び評価並びに生産技術の研究及び開発並びに食品の殺菌、保存、冷蔵、冷凍その他の鮮度保持技術の研究及び開発であって、生物機能を活用し、微生物の増殖、酵素反応その他の劣化過程を制御することにより品質又は保存性の向上を図るものに関する研究及び開発
 - e. 有用な植物を害する動物、植物及びウイルス等の防除技術並びに家畜又は養殖水産動植物の疾病対策技術の研究及び開発であって、遺伝情報の利用、生物間相互作用の活用等により、有害動植物又は当該疾病の原因となるウイルス等の増殖若しくは感染の過程を制御すること等による生物被害の防止又は疾病の抑制を図る研究及び開発
 - f. 生物由来資材の探索、設計、評価及び生産技術の研究及び開発であって、微生物等の生物機能を活用し、栄養供給又は土壌その他の生育環境の状態を調整することにより生産性の向上を図る研究及び開発
 - g. 木質バイオマス由来成分の新規用途探索、材料化及び製品化技術の研究及び開発であって、生物機能を利用して化学的・物理的・生物的处理による分離・抽出・精製等を行うことにより木材利用の促進を図る研究及び開発
- ⇒バイオテクノロジーを活用する農林水産又は食品に係る研究開発

- バイオテクノロジーを活用した研究及び開発に専ら又は主として使用される機器又は機材の研究及び開発
- ⇒活用した研究開発に専ら又は主として使用される機器・機材の研究開発

(参考) 対象となる周辺機器の例

- 専ら又は主として、バイオテクノロジーを活用した研究開発に使用されると認められる機器・機材
 - ◆ 培養・反応関連
微生物の培養又は増殖を行う機器又は機材、動物細胞又は植物細胞の培養を行う機器又は機材、特殊環境下での培養を行う機器又は機材、小型から中型までのスケールの培養・試験を行う機器又は機材、大型スケールの培養又は発酵プロセスを行う機器又は機材、化学反応、水熱反応又は光反応を行う機器又は機材
 - ◆ 前処理・操作関連
培地の作成、調製、送液又は分注を行う機器又は機材、液体又はスラリーの攪拌又は混合を行う機器又は機材、粉碎、破砕又は破胞を行う機器又は機材、分注、ハンドリング又はサンプリングを自動で行う機器又は機材
 - ◆ 分離・精製・加工関連
遠心分離を行う機器又は機材、膜分離による濃縮又は透過を行う機器又は機材、溶媒除去、濃縮、蒸留又は乾燥を行う機器又は機材、固液分離又は晶析操作を行う機器又は機材
 - ◆ 分析・評価関連
光吸収又は蛍光測定により成分分析を行う機器又は機材、クロマトグラフィーにより成分分離又は分析を行う機器又は機材、質量分析により分子量又は化学構造解析を行う機器又は機材、光学的手法（散乱光、蛍光等）により分子又は細胞の特性の計測を行う機器又は機材、粒子、濁度又は流体可視化など外観特性の計測を行う機器又は機材、化学的パラメーター測定を行う機器又は機材、代謝関連成分を定量する生化学分析を行う機器又は機材、顕微鏡観察および前処理を行う機器又は機材、撮影、可視化又は画像化を行う機器又は機材、スクリーニング又は選別を自動で行う機器又は機材
 - ◆ スケールアップ・プロセス制御・インフラ関連
試作、加工又は試験片成形を行う機器又は機材、低温保管又は凍結保存を行う機器又は機材、プロセススキッドを行う機器又は機材、プロセスユーティリティ供給又は制御を行う機器又は機材、スケールアップ解析又は工学評価を行う機器、滅菌、殺菌又は洗浄を行う機器、細胞への遺伝子導入、形質転換又は細胞改選を行う機器又は機材

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)
- 3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)**
 - ①概要 (P.18~)
 - ②AI・先端ロボット (P.23~)
 - ③量子 (P.31~)
 - ④半導体・通信 (P.38~)
 - ⑤バイオ・ヘルスケア (P.46~)
 - ⑥フュージョンエネルギー (P.52~)**
 - ⑦宇宙 (P.57~)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)
5. 今後のスケジュール (P.63~)

フュージョンエネルギーの対象選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては、フュージョンエネルギーは「**ブランケット技術やトリチウム回収・再利用技術**」と幅広く例示されている。
- これらは、フュージョン発電システムを実現するに当たって、必要なコア技術の一例ではあるが、システム全体を実現するためには例示されている以外にも幅広い装置・技術の研究開発が必要であることから、原則として**核融合エネルギー関連技術全体**を対象とするもの。
- また、方式についても、磁場閉じ込め方式や、慣性閉じ込め方式、その他の方式があり、現時点では、どの方式が社会実装に向けて有望かを判断することはできないことから、いずれの方式の研究開発も対象とする。

<対象範囲案>

- 磁場閉じ込め方式、慣性閉じ込め方式、その他の核融合炉
- 核融合炉に用いられる装置及び技術
- 上記に専ら又は主に使用される、部分品、附属品、構成材、アルゴリズム、ソフトウェアに係る研究開発

<対象外になるものの例>

- なし

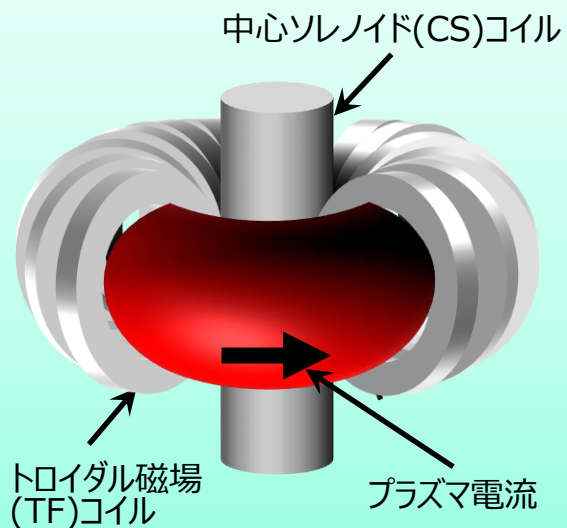
フュージョンエネルギー関連技術の対象イメージ

核融合エネルギー関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発

- 磁場閉じ込め方式、慣性閉じ込め方式、その他の方式による核融合炉に係る装置及び技術の研究及び開発
⇒核融合炉に係る装置及び技術の研究開発
- 上記に規定する装置及び技術に専ら又は主として使用される部分品、附属装置、構成材、アルゴリズム及びソフトウェアに係る研究及び開発
⇒核融合炉に係る装置及び技術の部分品、附属品、構成材、アルゴリズム、ソフトウェアの研究開発

(参考) フュージョンエネルギーの主な方式について

● トカマク型 (磁場閉じ込め)

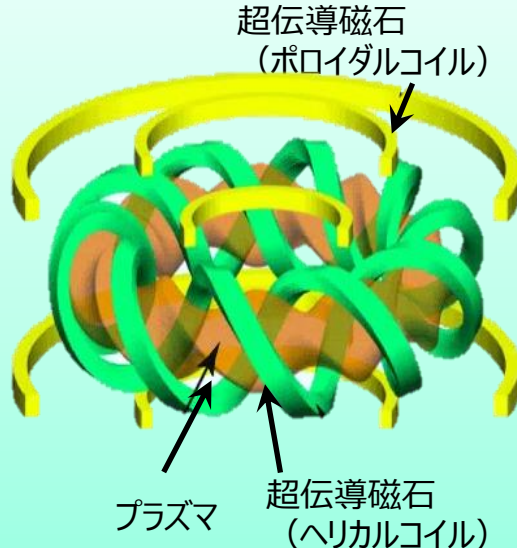


- TFコイルが作る磁場と、プラズマ電流が発生させる磁場を重ね合わせ、ドーナツ状のねじれた磁場のかごを形成
- **閉じ込め性能が高く、核融合反応に必要な条件のプラズマ生成に成功** ⇒ JT-60でイオン温度5.2億度達成等

○ **プラズマの安定性 (長時間維持) に課題**

〔核融合実験炉ITER <ITER機構>
大型トカマク装置JT-60SA <QST>〕

● ヘリカル型 (磁場閉じ込め)

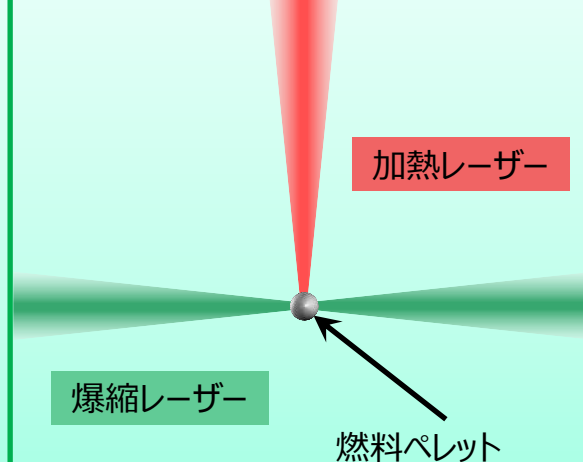


- ドーナツ状のねじれた磁場のかごを作るためにねじれたコイルを使い、プラズマ電流を必要としないことが特徴
- **プラズマの安定性に優れ、長時間運転に優位性** ⇒ LHDによる定常運転(約1時間)は世界記録

○ **複雑なコイル形状等による大型化に課題**

〔大型ヘリカル装置LHD
< (共) 核融合科学研究所 >〕

● レーザー方式 (慣性閉じ込め)



- 燃料ペレットをレーザーで瞬時に加熱し、超高密度・超高温のプラズマを生成、慣性力でその場に留まるほんの一瞬の間に反応を終わらせることが特徴
- **2022年に実燃料を用いた核融合反応により入力を上回る出力エネルギーを発生** (米国)

○ **電力からレーザーへの変換効率の向上、燃料ペレットの大量製造及び投入技術が課題**

〔 激光12号 <大阪大学> 〕

(参考) 対象となる装置及び技術の例

- 核融合炉に用いられる装置及び技術
 - ◆ 磁場閉じ込め方式核融合炉関連
超電導コイル（プラズマ運転に必要な磁場を発生させるコイル）、ダイバータ（プラズマ中の不純物や熱を排出する装置）、高周波加熱装置・中性粒子ビーム入射加熱装置（プラズマを加熱・プラズマに電流を駆動する装置）、燃料供給装置
 - ◆ 慣性閉じ込め方式核融合炉関連
高出力レーザー（高繰り返し運転が可能な大出力レーザー装置）、燃料ターゲット製造技術（低温の重水素・三重水素を充填した燃料ターゲットの製造技術）、光ビーム伝送技術（大口径光学素子等を用いたレーザービームの伝送技術）、集光技術（高繰り返し核融合反応に対応したレーザー光の集光・照射技術）、燃料ターゲット供給技術（高繰り返し運転を可能とする燃料ターゲットの供給技術）
 - ◆ その他核融合炉関連
ブランケット（トリチウムを生成・放射線を遮蔽・核融合エネルギーを熱に変換する装置）、真空技術、トリチウム等の燃料の取り扱いに関する技術、発電等技術（核融合エネルギーを電力や水素等の他のエネルギー源に変換する設備や技術）、冷却技術（ブランケットなどの機器設備の熱交換を行う技術）、極低温システム（液体ヘリウムの製造など極低温状態を取り扱う技術や設備）、核融合プラズマ計測技術、計装制御技術、プラント設計技術、中性子等の放射線遮蔽技術、遠隔操作によるものを含む搬送・組立・据付・保守・点検技術、放射化物の管理・リサイクル・廃棄技術
- 専ら又は主として、上記に使用されると認められる部分品、附属品、構成材、アルゴリズム、ソフトウェア

※上記技術の研究及び開発の一環として、例えば材料の放射線照射環境を整備するための核融合中性子源の開発など、専ら核融合特有の技術開発に用いられる関連設備・技術の研究開発を行う場合も、対象に含まれる。加えて、構成材の研究及び開発の一環として、ベリリウムやリチウム、タングステンなどの材料については、他分野でも使われるものの核融合炉において特に大量に消費する必要があることに鑑み、大量調達を可能にするために新たな研究開発を要する場合も対象に含まれる。

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2～)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7～)
- 3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18～)**
 - ①概要 (P.18～)
 - ②AI・先端ロボット (P.23～)
 - ③量子 (P.31～)
 - ④半導体・通信 (P.38～)
 - ⑤バイオ・ヘルスケア (P.46～)
 - ⑥フュージョンエネルギー (P.52～)
 - ⑦宇宙 (P.57～)**
4. 御議論いただきたい論点 (P.61～)
5. 今後のスケジュール (P.63～)



宇宙の対象分野選定に関する考え方について

<科学技術・イノベーション基本計画における議論>

- 国家戦略技術領域においては「**衛星測位システム、衛星通信技術、リモートセンシング、軌道上サービス、月面探査、輸送サービス技術**」が例示されている。
- 研究開発期間が長期にわたるうえ、衛星・探査・輸送のいずれの分野の技術も総じて黎明期の性格が強いことから、基本的に分野横断で全体を対象としたうえで、我が国が開発を進めるべき技術について、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含んだ「**宇宙技術戦略**」に記載の研究開発を対象が限定されたもの。

<対象範囲案>

- 衛星通信 • 衛星測位 • 衛星リモートセンシング • 軌道上サービス
 - 衛星の基盤技術 • 宇宙物理 • 太陽系科学・探査 • 月面探査・開発
 - 地球低軌道活動及び国際宇宙探査活動の基盤技術（有人宇宙滞在技術等） • 宇宙輸送 • 分野共通技術
- など、宇宙技術戦略に記載の研究開発

<対象外になるものの例>

- 宇宙技術戦略に記載のない研究開発

宇宙技術戦略

衛星	宇宙科学・探索	宇宙輸送
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妨害・干渉に強い高精度な衛星測位システム ・ 時間情報を拡張するコンステレーションシステム ・ デブリ除去・低減技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超小型探査技術 ・ 深宇宙軌道間輸送技術 ・ 半永久電源技術 ・ 自動ドッキング技術 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造系複合素材成型技術 ・ 推進系固体モータ量産化技術 ・ 軌道間輸送技術 ・ 打ち上げ運用システム技術

宇宙関連技術の対象イメージ

宇宙関連技術 次のいずれかに該当する研究及び開発

- 次に掲げるものの研究及び開発
 - a. 衛星通信
 - b. 衛星測位
 - c. 衛星リモートセンシング
 - d. 衛星の軌道上サービス
 - e. 衛星の基盤技術
 - f. 宇宙物理
 - g. 太陽系科学・探査
 - h. 月面探査・開発
 - i. 地球低軌道活動及び国際宇宙探査活動の基盤技術
 - j. 宇宙輸送
 - k. aからjまでに規定する研究及び開発に共通する基盤技術

⇒宇宙技術戦略に記載の研究開発

- aからkまでに掲げるものに専ら又は主として使用される部分品、附属品、アルゴリズム及びソフトウェアの研究及び開発

⇒宇宙技術戦略に記載の研究開発に専ら又は主に使用される部分品、附属品、ソフトウェアの研究開発

宇宙技術戦略の概要

- 「宇宙基本計画」（令和5年6月13日閣議決定）に基づき、世界の技術開発トレンドやユーザーニーズの継続的・的確な調査分析を踏まえ、**安全保障・民生分野において横断的に、我が国の勝ち筋を見据えながら、我が国が開発を進めるべき技術を見極め、その開発のタイムラインを示した技術ロードマップを含んだ「宇宙技術戦略」を策定した。**
- **関係省庁における技術開発予算や10年間で総額1兆円規模の支援を行うことを目指す「宇宙戦略基金」を含め、関係省庁・機関が今後の予算要求、執行において参照していくとともに、最新の状況を踏まえ、ローリングを行っていく。**
- 必要な宇宙活動を自前で行うことができる能力を保持（「自立性」の確保）するため、下記に資する技術開発を推進。
 - ① 我が国の**技術的優位性**の強化
 - ② サプライチェーンの**自律性**の確保 等

衛星

防災・減災、国土強靱化や気候変動を含めた地球規模問題の解決と、民間市場分野でのイノベーション創出、SDGs達成、Society5.0実現をけん引：

- ① 通信
- ② 衛星測位システム
- ③ リモートセンシング
- ④ 軌道上サービス
- ⑤ 衛星基盤技術



【出典】衛星ESAT
大容量のリアルタイム伝送を可能にする光通信

宇宙科学・探査

宇宙の起源や生命の可能性等の人類共通の知を創出し、月以遠の深宇宙に人類の活動領域を拡大するとともに、月面探査・地球低軌道活動における産業振興を図る：

- ① 宇宙物理
- ② 太陽系科学・探査
- ③ 月面探査・開発等
- ④ 地球低軌道・国際宇宙探査共通



【出典】JAXA/TOYOTA
JAXA/TOYOTAが研究開発中の有人圧ローバ（イメージ）

宇宙輸送

宇宙輸送能力の強化、安価な宇宙輸送価格の実現、打上げの高頻度化、多様な宇宙輸送ニーズへの対応を実現：

- ① システム技術
- ② 構造系技術
- ③ 推進系技術
- ④ その他の基盤技術
- ⑤ 輸送サービス技術
- ⑥ 射場・宇宙港技術



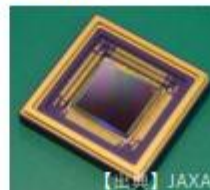
【出典】JAXA

CALLISTO(カリスト)プロジェクト：
日・仏・独の宇宙機関共同で、2026年度にロケット1段目の再使用を実施予定

分野共通技術

上記の衛星、宇宙科学・探査、宇宙輸送分野共通となる技術について、継続的に開発に取り組むことが、サプライチェーンの自律性確保、国際競争力強化の観点から不可欠：

- ① ハードウェア技術
- ② 機械系技術
- ③ ソフトウェア基盤技術
- ④ 開発・製造プロセス・サプライチェーンの変革
- ⑤ 複数宇宙機の高精度協調運用技術



【出典】JAXA

宇宙用高性能デジタルデバイスマイクロプロセッサ



【出典】OneWeb

製造試験ラインを自動化しているOneWeb衛星



【出典】理化学研究所

COTS品の活用に重要となる耐放射線試験等の環境試験

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)
3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)
- 4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)**
5. 今後のスケジュール (P.63~)

御議論いただきたい論点

- ① 各技術領域の対象範囲について、技術の絞り込み及び対象外範囲の切り分けは適切か。過不足やグレー領域はないか。
- ② 解説の記載内容について、対象／対象外の考え方や具体例は明確か。事業者の判断に支障となる点はないか。
- ③ 対象技術の見直しについて、見直しの頻度及びきっかけは適切か。
- ④ 計画認定時に求める情報及び要件について、対象該当性の確認に必要十分な内容となっているか。事業者にとって過度な負担となっていないか。また、簡素な執行となっているか。
- ⑤ 技術流出防止対策に関して、求める措置の水準と履行確認の方法について、実効性と事業者負担のバランスは適切か。他制度との整合性も含めどう考えるか。

1. 令和8年度税制改正の概要 (P.2~)
2. 改正産業技術力強化法の概要 (P.7~)
3. 「戦略技術領域型」の対象技術の選定 (P.18~)
4. 御議論いただきたい論点 (P.61~)
5. 今後のスケジュール (P.63~)

今後のスケジュール（案）

6/25	税制等の在り方に関する研究会
7/8	産業構造審議会イノベーション小委員会
7～8月	税制等の在り方に関する研究会
8～10月	パブリックコメント等
12～1月	事前申請受付開始
4月	制度施行